

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



前回は処分業者に適用される「保管」について宿題にしたんでしたね。
では、早速前回の宿題から。

宿題Q、次のうち、産業廃棄物処分業の保管施設の施設基準として、省令で具体的に規定されていない事項はどれか。

- (1) 産業廃棄物が飛散しないように必要な措置を講じた保管施設であること
- (2) 産業廃棄物が流出しないように必要な措置を講じた保管施設であること
- (3) 産業廃棄物が地下に浸透しないように必要な措置を講じた保管施設であること
- (4) 産業廃棄物から悪臭が発散しないように必要な措置を講じた保管施設であること
- (5) 産業廃棄物によって周囲の景観が損なわれることのないように必要な措置を講じた保管施設であること

【解説】

法第14条第10項では、産業廃棄物処分業の許可申請に係る必要な施設と能力に関して規定しているが、具体的には法律を受け、省令第10条の5第1号イ(7)で産業廃棄物の保管施設に関する「施設に係る基準」が次のとおり規定されている。

「産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた保管施設であること」。「景観」については、規定はされていないが現実には周辺環境等を勘案の上で配慮が必要となる場合も多い。

なお、この基準はあくまでも処分業の許可基準として規定されているものであり、実際に保管する場合には、法第12条に規定される「産業廃棄物処理基準」も適用される。

これには、看板による表示や屋外保管時の勾配規定等がある。

正解(5)

と言うことで、正解は(5)「景観」でした。ただ、この「景観」は現実的にはとても重要です。皆さんも「見た目が良くない」「みっともない」は気になるでしょ。今までの空き地に「倉庫が建った」と「廃棄物が山積みされた」では周辺の住民感情は大きく異なります。ちなみに、この「景観」は最終処分場や焼却炉を建設する際の環境アセスメントの事項にしているときが多いですね。

それでは、もう一つ「保管」の基準である「保管量」についての問題をやってみましょう。

～廃棄物処理問題～

Q、次のうち、処分のための保管量の上限に関する規定として正しいものはどれか。

- (1) 処理施設の平均的な処理量（1日あたり）に7を乗じた数量
- (2) 処理施設の処理能力（1日あたり）に7を乗じた数量
- (3) 処理施設の平均的な処理量（1日あたり）に14を乗じた数量
- (4) 処理施設の処理能力（1日あたり）に14を乗じた数量
- (5) 処理施設の平均的な処理量（1日あたり）に28を乗じた数量

【解説】

産業廃棄物の処分又は再生を行うという名目で処理施設の処理能力に比して過大な量の産業廃棄物を保管し、最終的にはその産業廃棄物を放置し事実上の不法投棄に至る事例が多いことから処理施設において保管することができる産業廃棄物の処分等のための保管上限が規定されたものであり、処分等のための保管上限は、処理施設の1日あたりの処理能力の14日分となっている。

この処理能力とは、産業廃棄物処理施設の設置許可を要する施設にあっては、その許可された処理能力、それ以外の施設にあっては、定格標準処理能力である。

正解（4）

この処分のための保管量は前回も書きましたが、実際に保管している業者だけが知っていればよいということではなかったですね。この業者に委託している排出事業者の方もちゃんと把握しておく必要がある。

なお、これはあくまでも原則的な規定で、リサイクルを行う場合、豪雪地帯、優良認定を受けている場合等、例外規定も多くあります。

では、今回の宿題は大原則である事業者、すなわち排出事業者が産業廃棄物を保管する時の基準から。

宿題Q



次のうち、事業者が産業廃棄物を排出した事業場において、産業廃棄物が運搬されるまでの間、遵守しなければならない保管の基準（産業廃棄物保管基準）として誤っているものはどれか。

- (1) 周囲に囲いを設けなければならない
- (2) 見やすい箇所に掲示板を設置しなければならない
- (3) 屋内に保管する場合は、高さの規定は適用されない
- (4) 産業廃棄物の種類に応じ保管期間が規定されている
- (5) 産業廃棄物が飛散、流出、地下浸透しないようにしなければならない

※問題、解説は拙著「廃棄物処理法問題集」からの転載です。